

(証券コード 3580)

2023年6月6日

(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株 主 各 位

石川県能美市浜町ヌ167番地

小松マテレー株式会社

代表取締役社長 佐々木 久 衛

第111期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第111期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第111期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.komatsumatere.co.jp/ir/meeting/>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」ご選択のうえ、ご確認くださいようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただけますようお願い申しあげます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページ記載の「(ご参考) 議決権行使のご案内」をご参照のうえ、書面またはインターネット等にて2023年6月22日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 石川県能美市浜町ヌ167番地
小松マテレー株式会社 本社
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第111期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第111期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件
第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

本株主総会にご出席の株主の皆様への粗品及び懇談会は取りやめさせていただいております。

- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「5. 会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。なお、当該書面は事業報告、連結計算書類及び計算書類から除いた上記事項とともに会計監査人及び監査役の監査対象となっております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎当社では、2023年6月6日(火)より6月13日(火)まで、株主の皆様からのご質問・ご意見をお受けいたします。株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、本株主総会で取り上げさせていただく予定です。ご質問・ご意見の受付につきましては、当社メールアドレス(111soukai@komatsumatere.co.jp)まで、株主番号・氏名をご記入のうえ、お寄せいただきますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に記載の株主総会の開催日時や開催場所の変更等の株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、速やかに当社ホームページにてお知らせいたします。

(ご参考) 議決権行使のご案内



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネットによる議決権行使の場合

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトによりご利用いただくことができます。次の事項をご確認のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイト】 <https://www.web54.net>

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。なお、パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (5) 株主様のインターネット利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
- (6) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。
- (7) 機関投資家の皆様は、議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして考え、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。

連結配当性向については、当期純利益の30%から50%を目安としながら、これを達成すべく収益基盤の強化・向上を図ってまいりました。

当期の期末配当金額については、1株につき10円（普通配当）とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金10円を加えました当期の年間配当金につきましては、前期比2円の増配となる1株当たり20円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

総額 401,583,640円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	さ さ き ひ さ え 佐々木 久衛 1953年2月26日生 再任	1977年4月 東レ㈱入社 2001年4月 同社テキスタイル開発センター所長 2004年6月 ISTEM社/ACTEM社（インドネシア）社長兼工場長 2007年10月 PENFABRIC社（マレーシア）副社長 生産担当 2009年6月 東レ㈱繊維加工技術部長 2010年6月 同社取締役 生産本部高次加工技術・生産担当 2014年6月 同社常任理事 生産本部高次加工技術・生産担当 2018年6月 同社生産本部嘱託 2020年1月 東レ㈱退職 2020年2月 当社経営企画室長 2020年6月 代表取締役社長（現任）	27,500株
(取締役候補者とした理由) 繊維加工技術部門における豊富な業務実績と、当社取締役としての経営経験を有していることから、今後の経済及び事業環境の変化に迅速に対応し、グローバルな視点から経営効率化を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			
2	なかやま だいすけ 中山 大輔 1969年10月6日生 再任	1992年4月 当社入社 2006年10月 国際営業部長兼市場開拓室長 2009年6月 執行役員 国際営業部長兼マーケティング部門長補佐 兼ファッション企画室長 2011年6月 取締役 営業本部長補佐兼第1営業部門長 2013年2月 取締役 第1事業本部長 2014年6月 常務取締役 第1事業本部長 2017年1月 常務取締役 営業本部長兼営業企画室長 2017年9月 常務取締役 営業本部長兼国際営業部長 2019年6月 専務取締役 営業本部長兼国際営業部長 2020年4月 専務取締役 営業本部長（現任）	55,200株
(取締役候補者とした理由) 営業部門における豊富な業務実績と、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	まつおちひろ 松尾千洋 1970年1月27日生 再任	1992年4月 当社入社 2011年6月 執行役員 第2工場長 2014年6月 理事 第2工場長 2017年1月 理事 生産本部長補佐兼第7工場長 2018年6月 取締役 営業本部長代理兼技術開発部長 2018年10月 取締役 生産・技術開発本部長 2019年6月 常務取締役 生産・技術開発本部長 2019年10月 常務取締役 生産本部長 2023年4月 常務取締役 エンジニアリング本部長（現任）	19,700株
（取締役候補者とした理由） 生産部門における豊富な業務実績と、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役候補者といたしました。			
4	おがわなおと 小川直人 1957年4月6日生 再任	1982年4月 倉庫精練(株)入社 2004年6月 同社取締役 2009年6月 同社常務取締役 2010年6月 同社代表取締役社長 2016年6月 倉庫精練(株)退職 2016年9月 当社顧問 2017年1月 (株)コマクソン代表取締役社長（2020年1月退任） 2019年9月 当社生産・技術開発本部付顧問 2019年10月 技術開発本部長 2020年6月 常務取締役 技術開発本部長（現任）	13,900株
（取締役候補者とした理由） 技術開発部門における豊富な知識や経験を持ち、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
5	<p style="text-align: center;">こめたに としやす 米谷 俊泰 1968年10月17日生</p> <p style="text-align: center;">新 任</p>	<p>1991年4月 当社入社</p> <p>2009年6月 執行役員 関連事業本部長補佐 兼小松精練（蘇州）有限公司副総経理</p> <p>2012年1月 執行役員 生産本部長補佐兼第5工場長</p> <p>2013年12月 執行役員 生産技術本部長補佐 兼小松精練（蘇州）有限公司総経理</p> <p>2017年9月 理事兼小松精練（蘇州）有限公司 董事長</p> <p>2021年2月 理事兼小松美特料（蘇州）貿易有限公司 董事長</p> <p>2022年1月 執行役員兼小松美特料（蘇州）貿易有限公司 董事長</p> <p>2022年10月 執行役員 生産本部長代理兼第3製造部長 兼小松美特料（蘇州）貿易有限公司 董事長</p> <p>2023年4月 執行役員 生産本部長 兼小松美特料（蘇州）貿易有限公司 董事長（現任）</p>	31,500株
（取締役候補者とした理由）			
<p>生産部門における豊富な業務実績やグローバルな経験を有し、現在も執行役員としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役候補者といたしました。</p>			
6	<p style="text-align: center;">おおにし ひろし 大西 洋 1955年6月13日生</p> <p style="text-align: center;">再 任 社外取締役 独立役員</p>	<p>1979年4月 ㈱伊勢丹入社</p> <p>2005年6月 同社執行役員経営企画部総合企画担当長</p> <p>2008年3月 ㈱三越常務執行役員百貨店事業本部MD統括部長 ㈱伊勢丹常務執行役員</p> <p>2009年6月 ㈱伊勢丹代表取締役社長執行役員</p> <p>2011年4月 ㈱三越伊勢丹代表取締役社長執行役員兼営業本部長</p> <p>2012年2月 ㈱三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長執行役員 ㈱三越伊勢丹代表取締役社長執行役員</p> <p>2018年6月 日本空港ビルデング㈱取締役副社長執行役員（現任） ㈱羽田未来総合研究所代表取締役社長執行役員（現任）</p> <p>2021年6月 当社取締役（現任）</p>	0株
（社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要）			
<p>百貨店を含む小売業界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏には、B to C 事業経営者としての経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したためであります。</p>			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	やました しゅうじ 山下 修二 1955年7月25日生 再任 社外取締役 独立役員	1979年4月 ㈱小松製作所入社 1986年10月 米国小松製造㈱ 2000年10月 コマツインドネシア取締役 管理部長 2005年4月 小松山推建機総経理 2009年4月 ㈱小松製作所執行役員 小山工場長 2012年4月 同社執行役員 粟津工場長 2014年4月 同社常務執行役員 生産本部副部长兼粟津工場長 2016年4月 同社常務執行役員 生産副本部長兼部品管理本部長 2018年7月 同社技術顧問（現任） 2022年6月 当社取締役（現任）	0株
（社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要） グローバル企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏にはメーカーにおける経営者としての経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したためであります。			
8	ささき こうじ 佐々木 康次 1962年10月10日生 再任 社外取締役	1986年4月 東レ㈱入社 2006年4月 同社産業資材・機能素材事業部門主任部員 2009年2月 同社マーケティング企画室主任部員 2011年6月 同社繊維グリーンイノベーション室長 兼地球環境事業戦略推進室主幹 2014年4月 同社繊維GR・LI事業推進室長兼地球環境事業戦略推進室主幹 2016年7月 トーレ・インターナショナル・ヨーロッパ社社長 2020年11月 東レ㈱テキスタイル事業部門長兼トーレ・テキスタイルズ・ヨーロッパ社会長（非常勤）（現任） 2021年6月 当社取締役（現任）	0株
（社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要） 東レ株式会社で長年にわたり繊維部門に携わり、高度な専門知識を有しており、当社経営に対して有益な意見や指摘をしていただくため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏には、繊維事業における専門的な業務経験に基づき、客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したためであります。			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	ほりうち せつろう 堀内 節郎 1952年2月4日生 再任 社外取締役 独立役員	1981年4月 菅原・山田法律事務所入所 1991年4月 堀内法律事務所代表弁護士（現任） 2022年6月 当社取締役（現任）	0株
<p>（社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要）</p> <p>弁護士として培われた法律知識と幅広い見識から、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役候補者といいたしました。また、同氏は、社外役員となること以外での方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、同氏の知識や経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したためであります。</p>			

- （注）
- 各候補者と当社との間の特別の利害関係は以下のとおりであります。
 佐々木康次氏は、東レ株式会社のテキスタイル事業部門長であり、当社と当社との間には、製品の売買等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 - 大西洋、山下修二、佐々木康次、堀内節郎の各氏は、社外取締役候補者であります。
 - 大西洋、山下修二、佐々木康次、堀内節郎の各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、当社定款の定めに基づき責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の責任の限度額は法令が規定する額としております。
 - 当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告3. 会社の役員に関する事項(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりであります。
 - 独立役員要件について
 大西洋、山下修二、堀内節郎の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。
 - 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数
 (1)大西洋及び佐々木康次の両氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
 (2)山下修二及び堀内節郎の両氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠監査役として池水龍一氏、社外監査役以外の監査役の補欠監査役として奥谷晃宏氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いけみず りゅういち 池水 龍一 1947年5月30日生 社外監査役 独立役員	1970年4月 佐藤公認会計士事務所入所 1972年9月 会計士補開業登録 1978年3月 公認会計士開業登録 1980年2月 税理士開業登録 1991年1月 (有)池水アンドギャロッピングスタッフ代表取締役(現任) 2011年12月 さわやか税理士法人代表社員(現任)	0株
	(補欠の社外監査役候補者とした理由) 長年にわたり公認会計士及び経営コンサルタントとしての業務に携わっており、その経歴を通じて培った幅広い経験と見識から、業務執行等について客観的な監査をしていただくため、補欠の社外監査役候補者といたしました。		
2	おくや てるひろ 奥谷 晃宏 1963年5月23日生	1989年4月 当社入社 2003年4月 第3工場長 2003年6月 取締役 技術開発本部長補佐 2006年6月 執行役員 技術開発本部長補佐 2009年10月 取締役執行役員 技術開発本部長 2011年7月 取締役 生産本部長代理兼第5工場長 2012年1月 取締役 技術開発本部長 2019年5月 取締役 生産技術開発本部長代理(環境担当) 2020年4月 理事 技術開発本部長代理兼環境推進室長 2022年1月 理事 技術開発本部長補佐(現任)	50,300株
	(補欠の監査役候補者とした理由) 技術開発部門における豊富な知識や経験を持ち、十分な業務経験を有していることから、業務執行等について客観的な監査をしていただくため、補欠監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 池水龍一氏は、有限会社池水アンドギャロッピングスタッフ代表取締役であり、当社と当社との間には、事業支援業務に関する契約を締結しております。なお、奥谷晃宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 池水龍一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 池水龍一氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、当社定款の定めに基づき責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約の責任の限度額は法令が規定する額としております。
4. 当社は、保険会社との間で、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。池水龍一、奥谷晃宏の両氏が監査役に就任された場合には両氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告3. 会社の役員に関する事項(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりであります。
5. 独立役員の要件について
池水龍一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。

第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月24日開催の第110期定時株主総会において、年額360百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）とすることにつきご承認いただき、今日に至っております。

第5号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載のとおり、今般、取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬を導入することに伴い、第5号議案の承認可決を条件として、従前の報酬等の額を減額し、取締役の報酬等の額を年額310百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）に変更することにつきご承認をお願いいたします。なお、役員報酬制度の見直しの一環として、新たに「業績連動報酬」も導入し、当該報酬等の額の枠内で、取締役へ支給いたします。

また、第5号議案に記載のとおり、同議案にてご承認をお願いする譲渡制限付株式については、本議案でご承認をお願いする報酬とは別枠といたします。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告3. 会社の役員に関する事項(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に記載のとおりですが、本議案及び第5号議案の承認可決を条件として、その内容を、14ページの「ご参考」に記載のとおり変更することを予定しており、本議案の内容はかかる変更後の方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ相当なものであると判断しております。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）となります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第4号議案「取締役の報酬等の額改定の件」においてご承認をお願いしております当社の取締役の報酬等の額（年額310百万円以内。うち社外取締役50百万円以内。）とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる数として年100,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合には、かかる分割比率又は併合比率等に応じて調整されるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告3. 会社の役員に関する事項(4)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に記載のとおりですが、本議案及び第4号議案の承認可決を条件として、その内容を、14ページの「ご参考」に記載のとおり変更することを予定しており、本議案の内容はかかる変更後の方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ相当なものであると判断しております。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

なお、本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、当社の執行役員及び理事に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役を退任（ただし、当社の執行役員を兼任している場合または取締役を退くと同時に当社の執行役員又は理事に就任する場合

には、当社の取締役、執行役員及び理事のいずれでもなくなったことをもって「退任」とする。以下同じ。)する日までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部(ただし、下記(3)②により本割当株式の全部又は一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部)について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本割当株式の無償取得

- ① 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ② また、本割当株式に係る報酬の対象である職務執行期間内に退任した場合にはその残存期間に応じた数の本割当株式を当社が無償取得するほか、非違行為があった場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、かかる譲渡制限解除直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

<ご参考>

1. 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の助言を受けて、当社グループの連結業績、当社の株価、外部の報酬水準など客観的な視点を取り入れて設計する。固定報酬としての「基本報酬」、グループ連結業績を反映した「業績連動報酬」及び株式報酬としての「譲渡制限付株式報酬」によって構成する。

ただし、社外取締役については、独立した客観的立場から監督する役割を担うことから、「基本報酬」のみとする。

なお、上記の報酬委員会とは、年に1回以上開催され、社外取締役が過半数を占めるメンバーにより構成される任意の委員会を言う。

2. 基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位及び個人別業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、役位及び連結営業利益を基準とした業績連動報酬額とし、月例の固定報酬に加算する。

企業利益と報酬の連動による事業の成長性と収益性を高めるための貢献意欲の向上を目的に、業績連動報酬の算定基準となる指標として、営業利益を採用する。

4. 譲渡制限付株式報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬は、取締役に対して取締役会決議に基づく金銭報酬債権を付与し、それを会社に現物出資させることで、原則として毎事業年度、取締役に当社の普通株式を発行または処分することにより支給し、退任までの譲渡制限を付す株式報酬とする。金銭報酬債権額は取締役の役位に応じて決定し、1株当たりの金額は、株式の発行または処分に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社株価の終値とする。

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的としている。

5. 基本報酬額と業績連動報酬額、譲渡制限付株式報酬の割合の決定に関する方針

取締役の個人別の基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種、業態に属する企業をベンチマークとして、報酬委員会において検討を行い、報酬委員会の答申内容を尊重して、代表取締役社長が決定する。

6. 取締役の個人別報酬の決定に関する事項

取締役の個人別報酬額決定については代表取締役社長に一任し、代表取締役社長がひとりひとりの成果や業績を評価し、報酬額を決定する。

なお、代表取締役社長はその権限の行使にあたって、報酬委員会が制度の内容や報酬水準の客観性、妥当性等に関して検討、答申し、定めたプロセスに従うものとする。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響や、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴う様々な影響、原材料の供給不足や資源価格の高騰、急激に変動する為替相場など、先行き不透明な状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループでは、国内における繊維事業は、衣料ファブリックをはじめとして堅調に推移しました。国外においても、海外向けの拡販に注力したことにより、特に欧州及び北米向け衣料が伸びを見せ、中東向け民族衣装分野が順調に推移した結果、昨年比で約4割増となり、繊維事業は総じて大幅に伸長いたしました。また、市場低迷を克服するとともに、多様に変化する市場ニーズにおいて、新たな需要を喚起するため、継続的に技術開発や新商品開発に挑み、当期におきましては21件の特許出願を進めてまいりました。

しかしながら、当社グループを取りまくコスト上昇圧力は避けられず、原燃料・資材価格の高騰に加え、金融資本相場の変動により、当初の想定を上回るコスト上昇を抑えられない経済環境に置かれました。これに対し当社グループでは企業コスト上昇対策として、省エネ、安価な燃料への転換、不良ロス削減、生産性向上といったトータルコストダウンを推し進めてまいりました。さらに、新品種投入による高付加価値化等により、販売価格への転嫁及び拡販によるコスト吸収策を図るなど、収益確保のためのあらゆる施策を実行いたしました。

なお、当連結会計年度では、急激に変化する市場ニーズにおいて、技術開発を加速させ、新素材や新ブランドを上市いたしました。まず、従来の染色工程と比べて環境負荷を大幅に低減でき、ポリエステルの糸づくりの加工工程で物理化学的にその作用を変化させ、低温で早く染まる速染効果を持つ素材「WS」を開発し、事業化を進めてまいりました。当該「WS」開発をもう一步進め、ナイロン糸においても最適な糸加工条件を見出すことができ、ポリエステル及びナイロン糸の「WS」の技術を確立したことから、今後はより広い分野・用途への展開が期待されます。

また、環境配慮型素材の総合ブランドとして、「mateReco(マテレコ)」を新たに立ち上げました。「mateReco」は、当社の新たな環境方針として策定した「小松マテーレ・サステナビリティ・ヴィジョン(KSV)」の実現に向けた取り組みのひとつであり、当社独自の加工技術・先端資材の開発・提供をとおり、地球環境への貢献を加速させる狙いがあります。そのコンセプトとしては「環境にやさしい原料(MATERIAL)」を使用し、「環境負荷が少ない製造工程(PROCESS)」

を経て、「サステナブルな素材や製品(PRODUCT)」の社会への提供があります。

加えて、当社は、新たな素材ブランドを、テクノビンテージシリーズにラインナップいたしました。糸のリサイクル化が進む環境の変化を背景に、ポリエステル100%の素材での糸使いや、設計と後加工の組み合わせを最適化することで高い形状記憶性を発揮する新素材「テクノビンテージKK」の開発を実現しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は354億38百万円（前期比12.7%増）、営業利益は16億5百万円（前期比0.7%増）の増収増益となりましたが、経常利益は為替変動による損益に与える影響を縮小させる目的で未決済為替予約取引の全部を解約したことにより16億83百万円（前期比21.8%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期の中国生産子会社の撤退による清算益等の影響により11億18百万円（前期比48.8%減）となりました。

セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

[繊維事業]

衣料ファブリック部門に関しては、国内外において、高感性・高機能素材、環境配慮型素材の開発と市場導入を進めてまいりました。特に、欧州ラグジュアリーブランド及び北米向けカジュアルウェアが牽引したことに加え、中東向け民族衣装分野においては市場回復とともに機能商品を積極的に導入し、前期比大幅増となりました。また国内向けについても堅調に推移したことから、当部門全体として増収となりました。

資材ファブリック部門については、生活関連資材及び電材の伸びにより、当部門全体として堅調に推移し、微増となりました。

製品部門におきましては、自社製品ブランドの市場への浸透を図る一方、衛生関連商品の需要低迷により総じて減収となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当事業の売上高は349億74百万円となりました。

[その他の事業]

物流分野の当連結会計年度の売上高は4億63百万円となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度においては、製造関連投資を中心に9億11百万円の設備投資を行っております。なお、これらの所要資金は自己資金をもって充当しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大を発端とする社会・市場・流通の大きな変化へ対応して、新たなニーズに適合した技術開発及び新商品開発に努めてまいりました。こうした中、世界経済・市場に影響を与える要因としては、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や、原燃料価格高騰、賃上げ等による物価高が考えられております。このような当社グループをとりまく厳しい事業環境の下、今後予想される変化に耐えうる盤石な経営基盤を構築するため、中期的な企業変革のための課題や、足元の環境変化に即応する短期的な課題という両面の課題に対し、「社会にとって価値ある企業へ 変えよう！ 伸ばそう！ 力を合わせよう！」をスローガンに掲げ、グループ一丸となって対応してまいります。

①持続可能な社会の実現に向けた環境配慮への取り組み

「K S V」に掲げた5つの課題への取り組みを加速させ、中でも地球環境にかかわる課題については、社会・顧客のニーズに応えるべく優先的に取り組みます。また、前述の「mateReco」の売上比率について2030年度に50%にまで拡大する目標を掲げ、「環境負担低減」と「機能性」を両立させる素材の拡充を図り、新たな価値を創造します。

さらに、「CABKOMA」、「グリーンビズ」をはじめとする先端材料・技術を活用した防災・減災事業の拡充や、地球環境保全に役立つ技術開発を通じて社会貢献を図ってまいります。

②海外への事業拡大と開発体制の強化

国内においては、市場規模は縮小の傾向にあることから、衣料分野及び資材分野においては海外市場への事業展開を推し進めてまいります。今後も海外売上高の拡大を目標に掲げ、海外でのブランディング向上及び、アジア・欧米諸国における新規市場開拓を続け、その実現に向け国内外の業務提携企業とさらなる関係強化を図ってまいります。

また、営業主導の戦略的マーケティング及び目的対象を明確にした攻略型マーケティングを実施していくため、生産・販売・技術開発が一体となった、強力かつ全社横断型の開発体制を強化してまいります。

③コストアップへ対応するための収益構造の改善

現状の原燃料や資材価格の高騰によるコストアップに対して、収益確保に向けた収益構造の改善を進めてまいります。付加価値の高い新商品を投入し、販売価格へ転嫁することで収益確保を目指し、引き続き、新商品の開発や新たな事業展開を進めてまいります。

また、コスト面について、排熱回収によるエネルギーの有効利用や高効率設備導入による電気使用量の削減、低エネルギーでの加工工程技術の適用拡大、生産部門のみならず事業部門における業務効率の向上へ向けたシステムの高度化による、トータルコスト削減を強化してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 108 期 (2020年 3 月期)	第 109 期 (2021年 3 月期)	第 110 期 (2022年 3 月期)	第 111 期 (当連結会計年度) (2023年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	36,525	30,018	31,449	35,438
営 業 利 益 (百万円)	1,612	1,416	1,593	1,605
経 常 利 益 (百万円)	2,152	1,916	2,154	1,683
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,375	1,810	2,184	1,118
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	32円06銭	42円38銭	52円26銭	27円86銭
純 資 産 (百万円)	34,855	36,073	35,839	35,878
総 資 産 (百万円)	45,973	45,635	47,600	47,548

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 108 期 (2020年 3 月期)	第 109 期 (2021年 3 月期)	第 110 期 (2022年 3 月期)	第 111 期 (当事業年度) (2023年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	30,603	26,515	27,452	30,096
営 業 利 益 (百万円)	1,469	1,509	1,621	1,036
経 常 利 益 (百万円)	1,809	1,818	1,941	976
当 期 純 利 益 (百万円)	1,084	328	1,950	611
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	25円20銭	7円67銭	46円54銭	15円17銭
純 資 産 (百万円)	31,483	31,429	30,558	30,020
総 資 産 (百万円)	41,207	39,979	40,537	39,921

(5) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
小松美特料(蘇州)貿易有限公司	US\$3,000,000	100.0	繊維製品、環境関連製品、繊維製品等の製造設備及び部品、染料・薬品の販売
株式会社コマクソン	90 ^{百万円}	100.0	染色高次加工及びファブリック販売
株式会社コマツインターリンク	90	100.0	物流・物販及び繊維製品の企画製造販売
インターリンク金沢株式会社	50	100.0	繊維製品・環境関連商品の販売
吉田産業株式会社	30	80.0	経編ニット生地及びニット製品の製造販売
株式会社セイホウ	10	100.0 (100.0)	健康関連素材の企画及び製造販売

(注)「議決権比率」欄の()は間接所有であります。

(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
繊維事業	衣料ファブリック及び資材ファブリック並びに関連品の企画製造販売
その他の事業	主に物流事業

(7) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

①当社

名称	所在地
本社	石川県能美市
大阪営業所	大阪府大阪市
東京営業所	東京都中央区
第2工場	石川県能美市
第3工場	石川県能美市
第5工場	石川県能美市
美川工場	石川県白山市

②子会社

名称	所在地
小松美特料(蘇州)貿易有限公司	中国江蘇省蘇州市
株式会社コマクソン	石川県能美市
株式会社コマツインターリンク	石川県能美市
インターリンク金沢株式会社	石川県金沢市
吉田産業株式会社	福井県鯖江市
株式会社セイホウ	栃木県足利市

(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減数
男性	647 名	21名 減
女性	416	21名 減
合計	1,063	42名 減

②当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
男性	469 名	23名 減	40.07 歳	18.01 年
女性	289	16名 減	38.05	17.05
合計	758	39名 減	39.09	17.10

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000 株
 (2) 発行済株式の総数 43,140,999 株 (自己株式2,982,635株を含む。)
 (3) 株主数 5,808 名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
東レ株式会社	3,749 千株	9.33 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,507	8.73
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	2,891	7.20
株式会社北國銀行	2,001	4.98
小松マテール松栄会	1,629	4.05
日本生命保険相互会社	1,284	3.19
株式会社北陸銀行	1,263	3.14
三井住友信託銀行株式会社	1,230	3.06
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	960	2.39
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	934	2.32

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐々木 久 衛	代表取締役社長	
中山 大 輔	専務取締役営業本部長	
松尾 千 洋	常務取締役生産本部長	
小川 直 人	常務取締役技術開発本部長	
中村 重 之	取締役管理本部長代理兼経営企画室長兼内部監査室長	
大西 洋	取締役	日本空港ビルデング(株)取締役副社長執行役員 ㈱羽田未来総合研究所代表取締役社長執行役員
山下 修 二	取締役	㈱小松製作所技術顧問
佐々木 康 次	取締役	東レ(株)テキスタイル事業部門長兼トーレ・テキスタイルズ・ヨーロッパ社会長
堀内 節 郎	取締役	堀内法律事務所代表弁護士
米澤 和 洋	監査役(常勤)	
根上 健 正	監査役	㈱トーケン代表取締役会長
坂下 清 司	監査役	北陸監査法人代表社員

- (注) 1. 2022年6月24日開催の第110期定時株主総会において、山下修二及び堀内節郎の両氏が取締役に選任され、就任いたしました。
2. 米澤和洋氏は2022年6月24日に橋爪監査役の辞任に伴い、補欠監査役から監査役に就任いたしました。
3. 取締役 大西洋、山下修二、佐々木康次、堀内節郎の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役 根上健正及び坂下清司の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 取締役 大西洋、山下修二、堀内節郎、監査役 坂下清司の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 取締役 中山賢一、高木泰治、向潤一郎、野路國夫の各氏は、2022年6月24日開催の第110期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
7. 監査役 坂下清司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の全ての取締役及び当社の全ての監査役であり、また、当社が負う保険料全額のうち、株主代表訴訟に関する担保特約部分相当分を当該役員の自己負担としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の人数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	229百万円 (30百万円)	229百万円 (30百万円)	—	—	13名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	17百万円 (3百万円)	17百万円 (3百万円)	—	—	4名 (2名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額は、2022年6月24日開催の第110期定時株主総会において、年額360百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役4名)です。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役9名(うち社外取締役4名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。
3. 監査役報酬等の額は、2007年6月28日開催の第95期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
4. 当社は2004年5月17日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止し、2005年6月29日開催の定時株主総会において、廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を支給すること及びその具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任いただくことを決議しています。上記のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対して80百万円を支給しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動した報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年3月2日開催の取締役会において決議いたしました。

2. 決定方針の内容の概要

ア. 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

イ. 基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬のみとし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の実績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長佐々木久衛がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

3. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的に決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき代表取締役社長佐々木久衛が取締役の個人別の報酬等の具体的な内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としています。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役 大西洋

ア. 重要な兼職先と当社との関係

日本空港ビルデング株式会社の取締役副社長執行役員及び株式会社羽田未来総合研究所の代表取締役社長執行役員であり、両社は当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は86%であり、百貨店を含む小売業界における豊富な経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っていただくことを期待しており、それに沿った意見・アドバイスをいただいております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

②取締役 山下修二

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社小松製作所の技術顧問であり、同社は当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%であり、グローバル企業経営者としての豊富な経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っていただくことを期待しており、それに沿った意見・アドバイスをいただいております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

③取締役 佐々木康次

ア. 重要な兼職先と当社との関係

東レ株式会社のテキスタイル事業部門長及びトーレ・テキスタイルズ・ヨーロッパ社会長であり、東レ株式会社は当社の取引先であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%であり、企業経営の経験や繊維に関する専門的な知識を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っていただくことを期待しており、それに沿った意見・アドバイスをいただいております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

④取締役 堀内節郎

ア. 重要な兼職先と当社との関係

堀内法律事務所の代表弁護士であり、同弁護士事務所は当社との間には、特別の利害関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%であり、弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っていただくことを期待しており、それに沿った意見・アドバイスをいただいております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

⑤監査役 根上健正

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社トーケンの代表取締役会長であり、同社は当社の取引先であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は86%、監査役会への出席率は86%であり、企業経営の経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

⑥監査役 坂下清司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

北陸監査法人の代表社員であり、同監査法人は当社との間には、特別の利害関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%であり、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識と経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	26百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、又はその必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,480	流動負債	7,897
現金及び預金	9,457	支払手形及び買掛金	5,470
受取手形	1,360	未払法人税等	181
売掛金	6,164	契約負債	52
有価証券	1,801	賞与引当金	527
商品及び製品	2,054	その他	1,665
仕掛品	812		
原材料及び貯蔵品	2,355	固定負債	3,773
その他	496	退職給付に係る負債	3,470
貸倒引当金	△20	その他	303
固定資産	23,068	負債合計	11,670
有形固定資産	6,676	(純資産の部)	
建物及び構築物	2,299	株主資本	34,754
機械装置及び運搬具	1,540	資本金	4,680
土地	2,341	資本剰余金	4,658
建設仮勘定	116	利益剰余金	29,014
その他	378	自己株式	△3,598
無形固定資産	700	その他の包括利益累計額	996
		その他有価証券評価差額金	585
投資その他の資産	15,690	為替換算調整勘定	406
投資有価証券	12,878	退職給付に係る調整累計額	4
繰延税金資産	1,285		
その他	1,567	非支配株主持分	126
貸倒引当金	△40		
		純資産合計	35,878
資産合計	47,548	負債純資産合計	47,548

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		35,438
売上原価		28,847
売上総利益		6,590
販売費及び一般管理費		4,985
営業利益		1,605
営業外収益		
受取利息	114	
受取配当金	165	
為替差益	40	
持分法による投資利益	245	
その他	181	747
営業外費用		
支払利息	0	
為替予約解約損	629	
その他	40	669
経常利益		1,683
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	14	
投資有価証券評価損	138	
災害損	47	200
税金等調整前当期純利益		1,483
法人税、住民税及び事業税	273	
法人税等調整額	88	362
当期純利益		1,120
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		1,118

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,057	流動負債	6,646
現金及び預金	3,983	買掛金	5,059
受取手形	1,227	未払金	658
売掛金	5,626	未払費用	322
有価証券	1,801	前受り金	30
商品及び製品	1,831	預賞与	34
仕掛品	642	引当金	483
材料及び貯蔵品	2,144	その他	56
前払費用	12		
その他	805		
貸倒引当金	△18	固定負債	3,254
		退職給付引当金	3,110
固定資産	21,863	その他	144
有形固定資産	5,090		
建物	1,843	負債合計	9,900
構築物	167	(純資産の部)	
機械及び装置	1,187	株主資本	29,434
車両運搬具	2	資本金	4,680
工具、器具及び備品	351	資本剰余金	4,768
土地	1,420	資本準備金	4,720
建設仮勘定	116	その他資本剰余金	48
無形固定資産	639	利益剰余金	23,485
ソフトウェア	102	利益準備金	746
その他	536	その他利益剰余金	22,739
投資その他の資産	16,133	圧縮積立金	128
投資有価証券	8,660	繰越利益剰余金	22,610
関係会社株	4,764		
関係会社長期貸付	43	自己株式	△3,501
出資	0		
破産更生債権等	2	評価・換算差額等	586
長期前払費用	46	その他有価証券評価差額金	586
繰延税金資産	1,251		
その他	1,366	純資産合計	30,020
貸倒引当金	△2	負債純資産合計	39,921
資産合計	39,921		

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		30,096
売 上 原 価		24,627
売 上 総 利 益		5,469
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,432
営 業 利 益		1,036
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
有 価 証 券 利 息	58	
受 取 配 当 金	362	
為 替 差 益	24	
そ の 他	149	606
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
為 替 予 約 解 約 損	629	
そ の 他	38	667
経 常 利 益		976
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	13	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	138	
災 害 損 失	47	199
税 引 前 当 期 純 利 益		777
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	75	
法 人 税 等 調 整 額	90	166
当 期 純 利 益		611

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

小松マテーレ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小堀 孝一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高野 浩一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小松マテーレ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小松マテーレ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

小松マテーレ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小堀 孝一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高野 浩一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小松マテーレ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

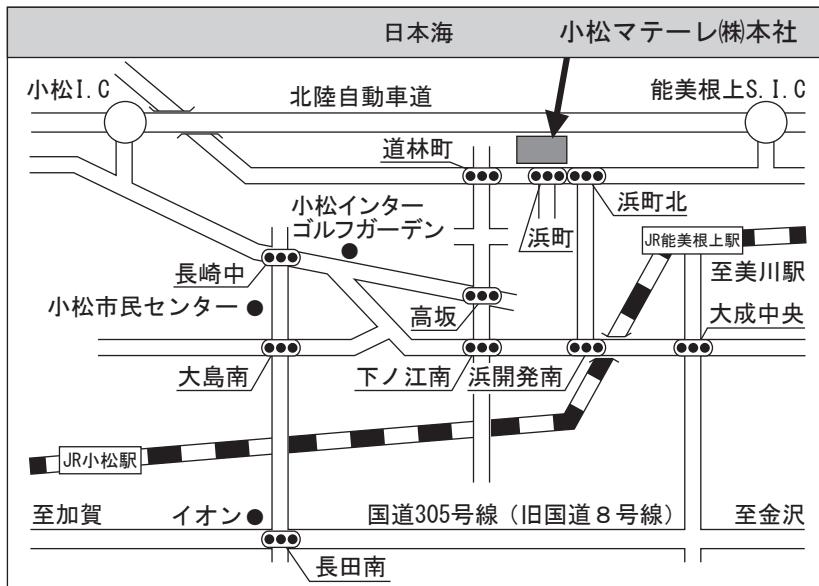
小松マテール株式会社 監査役会

監査役（常勤）	米澤和洋	印
社外監査役	根上健正	印
社外監査役	坂下清司	印

以上

株主総会会場ご案内図

会場 石川県能美市浜町又167番地
小松マテーレ株式会社 本社



- 能美根上S. I. Cより車で5分
- 小松I. Cより車で5分
- JR能美根上駅(各駅停車駅)より徒歩20分
- JR小松駅(特急停車駅)よりタクシーで15分
- 小松空港よりタクシーで15分

第111期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■ 事業報告

5. 会社の体制及び方針	39 頁
--------------	------

■ 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書、連結注記表	42 頁
--------------------	------

■ 計算書類

株主資本等変動計算書、個別注記表	51 頁
------------------	------

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

小松マテール株式会社

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制

取締役会において決議した、当社の業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社及び当社グループ各社は、企業理念に基づき、倫理・コンプライアンスの基本指針、行動規範を制定する。
- イ. 担当部署の設置と担当取締役を任命する。また、コンプライアンス委員会を設置し、基本方針、実施計画・監視活動の枠組み、及び重要な違反等について審議・決定する。
- ウ. 社員が直接に報告・通報する相談窓口を設ける。通報を受けたコンプライアンス担当部署はその内容を調査し、再発防止策を協議・決定の上、実施する。
- エ. 当社及び当社グループ各社は、企業の社会的責任及び企業理念を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関わりを一切持たず、徹底的に排除する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務執行に係る文書等（電磁的記録を含む）を社内規程に基づき、担当職務に従い適切に保存し管理する。また、全社的に統括する責任者を取締役の中から任命する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 経営環境・企業戦略に対応したリスク管理規程を制定し、リスク管理責任部署及び統括責任者を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。また、リスク管理委員会を設置し、取締役を構成員とする経営会議において、リスク管理の基本方針、統制活動・監視活動の方針等を審議・決定する。
- イ. 内部監査部門は、リスク管理責任部署及びグループ各部門のリスク管理の状況を監査し、結果を管理部門担当取締役及び監査役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 意思決定の妥当性を確保するため、取締役のうち少なくとも1名は独立した社外取締役とする。
 - イ. 取締役会は、取締役会が定める経営管理機構、業務執行を担当する取締役・理事等の職務分掌・責任権限に基づき、各業務担当取締役・執行役員・理事に業務の執行を行わせる。
 - ウ. 取締役会による、中期計画の策定、中期計画に基づく事業部門毎の業績目標と年次予算の設定及び、月次・四半期業績管理の実施等の具体的対応等により、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - エ. 取締役を主な構成員とする経営会議を設置し、当該会議構成員による当社及び当社グループへの定期的なレビューよりグループ各社の業績目標と年次予算の設定及び業績管理を実施する。
- ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 内部統制の構築については、当社の内部統制担当部署が、当社グループの内部統制に関する協議、情報の共有化、伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - イ. 当社の内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を担当部署及び責任者に報告し、担当部署は内部統制の改善策の指導・助言を行う。
- ⑥財務報告の信頼性を確保するための体制
- ア. 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制に関する規程を定めるとともに、体制整備と有効性向上を図る。
 - イ. 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制について監査を行うものとする。主管部門及び監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときは、その対策を講ずる。
- ⑦監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査役は、内部監査部門及び管理担当部門の社員に対し、監査業務に必要な事項を直接に命令することができる。
 - イ. 監査役は職務の遂行上必要な場合、前項の社員を取締役から独立させて業務を指示させることができる。

- ⑧当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役へ報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、及びコンプライアンス上の重要な事項について、重大な事実を発見した場合には速やかに監査役会に対し報告を行う。
 - ウ. イ. に関する報告を行ったことを理由に当社及び子会社の取締役及び使用人等は何ら不利益を受けない。
- ⑨その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性・客観性を確保する。
 - イ. 監査役会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等を活用できる。
 - ウ. イ. の費用は会社が負担するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は内部監査として、内部監査部門の専任部署を設け、国内外の拠点及びグループ企業における業務・運営の適切性、効率性を中心に内部監査を実施し、監査結果その他の情報は定期的に、また必要に応じて代表取締役社長に報告されております。

また、監査役監査につきましては、監査役3人（常勤監査役1人）が実施しており、監査役は取締役会をはじめ社内の各重要会議に出席しております。また内部監査部門と協力し、各拠点の監査も行っております。会計監査人とは四半期毎の会計監査報告会など定期的な打合せを行っており、会社の内部体制、取締役の職務執行などに対し十分な監視機能を有しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして考え、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。今後の事業拡大のための設備投資等に必要となる内部留保の確保、財務状況、将来の業績などを総合的に勘案し、配当を実施いたします。連結配当性向については、当期純利益の30%から50%を目安としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,680	4,658	28,705	△2,586	35,458
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△810		△810
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,118		1,118
自己株式の取得				△1,012	△1,012
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	308	△1,012	△703
当期末残高	4,680	4,658	29,014	△3,598	34,754

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△59	309	5	255	125	35,839
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△810
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,118
自己株式の取得						△1,012
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	644	96	△0	741	1	742
連結会計年度中の変動額合計	644	96	△0	741	1	38
当期末残高	585	406	4	996	126	35,878

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称 (株)コマクソン、(株)コマツインターリンク、(株)セイホウ、
インターリンク金沢(株)、吉田産業(株)、
小松美特料(蘇州)貿易有限公司、
小松精練(蘇州)有限公司

(2) 非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称 合同会社アマイケ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数 3社

持分法を適用した関連会社の名称 (株)トーケン、根上工業(株)、
(株)OFFICE LABO

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数及び名称

持分法を適用しない非連結子会社の数 1社

持分法を適用しない非連結子会社の名称 合同会社アマイケ

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(株)コマクソン他連結子会社6社の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成に当たっては、同決算日の計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品 …… 主として移動平均法

製 品 …… 主として個別法

仕掛品 …… 主として個別法

原材料 …… 主として移動平均法

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

在外子会社は定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職金規定等に基づく期末要支給額を計上しております。

当制度は2005年6月29日をもって廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度廃止日に在任していた役員に対する支給予定額であります。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループの主要な事業である繊維事業では、染色加工並びに繊維製品の製造及び販売を行っており、これらの製品の販売においては、顧客との契約に基づいた一時点で支配が移転し、履行義務が充足されるものと判断しております。具体的には、国内取引のうち、顧客との契約により、一定単位の染色加工を行い、検査が完了することにより請求権が発生する場合は当該時点（検査完了時点）、それ以外は、出荷時点で収益を認識しております。また、海外への輸出取引については、製品の船積時点で収益を認識しております。

また、買戻し契約に該当する有償支給により顧客から支給される原材料の加工取引については、顧客から受け取る対価の額から当該顧客に支払う額を控除した純額により収益を認識しております。

対価は通常、履行義務の充足から概ね6ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

34,041百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式

43,140,999株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	408百万円	利益剰余金	10.00円	2022年 3月31日	2022年 6月27日
2022年10月28日 取締役会	普通株式	401百万円	利益剰余金	10.00円	2022年 9月30日	2022年 11月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月23日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	401百万円	利益剰余金	10.00円	2023年 3月31日	2023年 6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み

当社グループは、資金運用については元本リスクの低い債券並びに銀行預金に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクがあります。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。外貨建ての営業債権は、為替変動リスクがありますが、為替予約等を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクがありますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、支払期日が1年以内であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1)有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	9,764	9,764	—

(※1)「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「有価証券(譲渡性預金)」「支払手形及び買掛金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は下記のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	206
関係会社株式	4,208

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	5,685	—	—	5,685
社債	—	4,078	—	4,078
資産計	5,685	4,078	—	9,764

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。また、社債は取引先の金融機関から提示された価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント		
	繊維事業	その他の事業	計
衣料ファブリック	25,644	—	25,644
資材ファブリック	7,887	—	7,887
製品部門	1,443	—	1,443
その他	—	463	463
顧客との契約から生じる収益	34,974	463	35,438
外部顧客への売上高	34,974	463	35,438

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	893円80銭
1株当たり当期純利益	27円86銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	圧縮積立金	
当期首残高	4,680	4,720	48	4,768	746	134	22,803	23,685
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△810	△810
当期純利益							611	611
自己株式の取得								
圧縮積立金の取崩						△5	5	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△5	△193	△199
当期末残高	4,680	4,720	48	4,768	746	128	22,610	23,485

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,521	30,612	△53	△53	30,558
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△810			△810
当期純利益		611			611
自己株式の取得	△979	△979			△979
圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			640	640	640
事業年度中の変動額合計	△979	△1,178	640	640	△538
当期末残高	△3,501	29,434	586	586	30,020

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ …………… 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 …………… 移動平均法

製品 …………… 個別法

仕掛品 …………… 個別法

原材料 …………… 移動平均法

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

当制度は2005年6月29日をもって廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度廃止日に在任していた役員に対する支給予定額であります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社の主要な事業である繊維事業では、染色加工並びに繊維製品の製造及び販売を行っており、これらの製品の販売においては、顧客との契約に基づいた一時点で支配が移転し、履行義務が充足されるものと判断しております。具体的には、国内取引のうち、顧客との契約により、一定単位の染色加工を行い、検査が完了することにより請求権が発生する場合は当該時点（検査完了時点）、それ以外は、出荷時点で収益を認識しております。また、海外への輸出取引については、製品の船積時点で収益を認識しております。

また、買戻し契約に該当する有償支給により顧客から支給される原材料の加工取引については、顧客から受け取る対価の額から当該顧客に支払う額を控除した純額により収益を認識しております。

対価は通常、履行義務の充足から概ね6ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	28,460百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	527百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	411百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売 上 高	1,575百万円
仕 入 高	3,708百万円
営業取引以外の取引高	55百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	2,982,635株
-------------------	------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	147百万円
未払事業税	0
貸倒引当金	6
退職給付引当金	948
関係会社株式評価損	319
投資有価証券評価損	121
その他有価証券評価差額金	2
その他	114
繰延税金資産小計	1,661
評価性引当額	△92
繰延税金資産合計	1,569
繰延税金負債	
圧縮積立金	△56
その他有価証券評価差額金	△261
繰延税金負債合計	△317
繰延税金資産の純額	1,251

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	747円55銭
1株当たり当期純利益	15円17銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。